

第21回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 7月28日(水) 14:00~16:00

◇場所

奈良県文化会館 第1会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

(個別論点の詳細検討)

< 実施機関の範囲(公安委員会、警察本部長) >

警察本部から警察が実施機関に加わる場合に必要な措置について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保の観点から、一律に例外的な取扱いをすべき範囲としては、犯罪の捜査など公共の安全と秩序の維持に関するものとするのが適当ではないか。
- その他については、警察業務に対する具体的な支障に関して個別に検討することが必要ではないか。
- 施行時期も含め警察が実施機関に加わる場合に必要な措置については、全国的な動向を踏まえた判断が必要ではないか。

< オンライン提供の制限 >

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- オンライン結合による提供の制限を維持することの必要性については現在においても変わらないのではないか。
- 高度情報通信社会の進展に伴って、提供制限に対する新たな例外を認めてもよいのではないか。

< 事業者が取り扱う個人情報の保護 >

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- すべての事業者に対する自主的な取組を支援・指導するための制度を維持していく必要があるのではないか。
 - 思想信条や差別の原因となるおそれのある個人情報についても、引き続き事業者に慎重な取扱いを求める仕組みを維持することが必要ではないか。
 - 事業者に対して指導を行う際には、営業の自由や表現の自由などに配慮した運用が必要ではないか。
-